



Title	韓国平野部マウルの変遷と共同的結合 : 全羅北道金堤市扶梁面龍骨マウルを事例として
Author(s)	糸山, 健介; ITOYAMA, Kensuke
Citation	北海道大学農経論叢, 61, 41-54
Issue Date	2005-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/11274
Type	departmental bulletin paper
File Information	61_p41-54.pdf



韓国平野部マウルの変遷と共同的結合

－全羅北道金堤市扶梁面龍骨マウルを事例として－

糸山健介

Changes in and the Communal Relations of Mawl (Villages) on Plains in the Republic of Korea － A case study in Yonggol－mawl, Buryang－myeon, Gimje－si, Jeollabuk－do－

Kensuke ITOYAMA

Summary

The hiring of independent farmers in a village is closely related to the establishment form of the village. Therefore, it is necessary to identify the situation of surrounding villages to identify the logic behind the securing of independent farmers. However, rural villages in the Republic of Korea have not been studied in that sense. The present study aims at defining the characters of Mawl (villages) on plains of the Republic of Korea by analyzing its historical changes and communal relations.

Mawl, that are located on plains of the country, are base on human relations, or the foundation of Mawl on blood relations. However, since it was not possible to form an economic community based solely on kinship, groups of people with common ties to a region emerged to supplement blood－based relations. Therefore, such complementary regional relationship does not have the norm of Mawl, allowing the free association with outside communities and making it easier for them to secure independent farmers through immigration. Likewise, the establishment of close relations among other Mawl in recent years can be attributed to the same reason ; Mawl, plagued by the shortage of independent farmers, have tried to find a solution to the problem by having close relations with each other.

1. はじめに

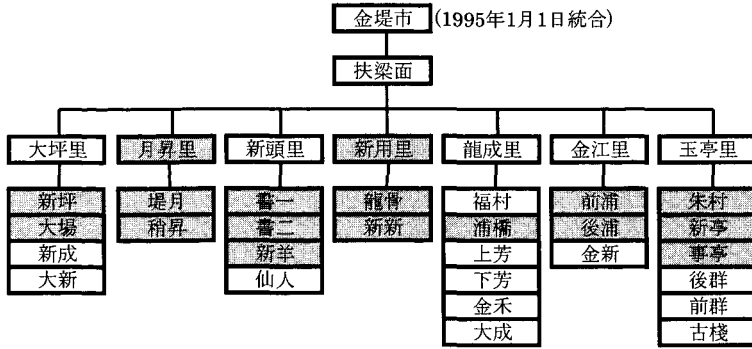
近年、日韓の農村は高齢化が著しい。高齢化は生産力の低下を招き、耕作放棄地までも発生させかねないものである。そのため農業生産の維持・農地保全としての担い手確保が日韓問わず急務の課題となっている。

担い手の対象は日韓両国でも農家と農業生産法人である。農業生産法人は日本のほうが韓国よりも圧倒的に多い。それは法人化対策の開始時期の差異も一因として指摘できるが、韓国では法人化対策自体が進捗していないのである。むしろ、農家形態による担い手が生産法人よりも優勢な状況

にあり、韓国における担い手確保の状況は日本と全く異なる様相を呈している。

このような担い手形成のあり方は村落の存立構造と密接に関係している。言い換えれば、労働集約的かつ稠密な栽培管理による水稻生産を基幹とするアジア・モンスーン地帯において担い手は村落という枠組みからでしか見出されない。そのため、日韓問わず担い手形成の論理を考察するためには、まずもって村落の存立構造を把握することが必要である。

韓国の村落は人口の転出入に開放的であり、外部からの参入障壁が低いとされてきた。秋津[1998]はこの参入にも「村落を越えた関係とし



第1図 扶梁面の構成

註：色付けされている里とマウルは、1914年3月1日の行政区統廃合によって現在の扶梁面になる以前から存在していたマウルを示す。

てのネットワークの存在」があることを指摘している。加藤 [1998] はこのネットワークを血縁的結合に限定し、また前述した韓国の村落の特徴を押さえた上で、「タイトなチブ (家：血縁) とルースなマウル (村落)」が韓国農村の特徴であると措定している。そしてマウル内での人間関係では個々の独立が基本であり、地縁的結合の形成が困難であることを指摘している。

しかし、この指摘は各姓村落だけで韓国のマウルを措定したものである。各姓村落とは先祖を同一とする同姓村落以外の村落であり、立地的にも中山間地域の同族村落と平野部の各姓村落というように差異が存在する。しかも、この指摘は現状の一部分から考察されたものであり、韓国の村落構造における歴史的变化を無視したものである。

本稿は以上のような問題意識から、全羅北道金埴市扶梁面龍骨マウルを事例として、韓国平野部マウルの歴史的展開とそのなかでの共同的結合を分析することで、平野部マウルの性格を規定していく。共同的結合とは血縁的結合と地縁的結合を総称したものであり、本稿では人口移動・農地移動・農作業・農家経済の4側面での共同的結合が血縁・地縁のいずれに強く規定されているのかを明らかにする。論文構成としては(1)扶梁面の沿革と龍骨マウルの歴史、(2)農家人口の転出入とその特質、(3)農家類型と農地移動の性格変化、(4)作業体系の変化と作業受委託関係、(5)農家経済の特質と資金調達先の変化である。

2. 扶梁面の沿革と龍骨マウルの歴史

扶梁面は金埴市から南西7kmのところに位置し、金埴市から井邑市へ向かうバスの路線があることから比較的交通の便が良いところである。また、全羅北道の道都である全州市や植民地時代には日本向けの米の移出港であった群山市からともに約25km程度の距離に位置する。面内には大規模な工場もなく、純農村の環境にある。

地勢は井邑市との境界に蘆嶺山脈の鳴琴山のみが小高い丘として存在するだけで、西側の黄海までは開けた平野部である。2004年度における面の総面積は2,043haであり、耕地面積は1,677ha (82.1%)である。そのうち水田が1,628haと耕地面積の97.0%を占めており、水稲単作経営である。また総世帯数は877戸であり、そのうち742戸 (84.6%) が農家である。

調査対象地の龍骨マウルは図1から分かるように新用里に属し、その耕地面積は80haである。龍骨マウルの成立は百済時代の330年に建設された碧骨堤 (堰堤) とほぼ同時期であり、龍骨マウルはその碧骨堤に沿って細長く (約1km) 形成されている。

1941年における龍骨マウルの農家戸数は、大野 [1941] の調査によれば80戸であった。そのうち最も古い世帯は160年前の富農が1戸存在するだけで、ほとんどの世帯は2~50年前と定着年次が新しかった (註1)。そのため各姓村落を形成していた。

農家戸数は第二次世界大戦の終了によって日本

第1表 調査農家からみた流動性

単位：年齢（歳）

農家No	年齢	転入年次		出身地	転入理由	親戚数	Uターンの有無
		(A)	(B)				
No 1	68	2代目	戦前	全羅北道井邑郡	—	0	×
No 2	75	3代目	戦前	全羅北道井邑市	—	—	×
No 3	77	1代目	1940年	全羅北道金堤市	稲作	—	—
No 4	69	4代目	—	全羅北道扶安郡	父の兄弟	4	×
No 5	57	3代目	1890年代	全羅南道	農民運動回避	—	×
No 6	63	3代目	戦前	全羅北道順昌面	小作長として	0	×
No 7	49	3代目	—	—	—	—	1979年
No 8	71	2代目	1949年	全羅北道井邑市	—	0	—
No 9	76	2代目	1945年	日本奈良県	祖父の兄弟	1	×
No10	71	2代目	1945年	日本奈良県	祖父の兄弟	1	1958年
No11	57	2代目	1946年	—	父の実家	0	×
No12	55	2代目	1966年	全羅北道扶安郡	稲作	1	1991年
No13	36	2代目	—	—	—	—	1995年

出所：2004年11月聞き取り調査より作成。

註：1）親戚数は同マウルに居住する親戚数。2）「—」は不明を示す。

人移民農家20戸が転出することで、再び流動性を高めている（註2）。総戸数は最大で99戸と戦前よりも増加したが、2003年には64戸に減少している。姓氏数は先祖を同一とする姓を無視しても未だ20姓ある。またこの間に高齢化が進展しており、高齢非農家が27戸（42.1%）を占める。

農家37戸のうち聞き取り調査を行ったのは13戸である。年齢構成では30歳代1戸、40歳代1戸、50歳代3戸、60歳代3戸、70歳代5戸の計13戸である。以下では龍骨マウルを事例として韓国平野部マウルの変遷と共同的結合を明らかにしていこう。

3. 農家人口の転出入とその特質

1) 調査農家の転出入にみる流動性の把握

表1は調査農家の転入年次や出身地、そしてUターン等から流動性を把握しようとしたものである。農家Noは後出する表3の農家類型によってつけたものである。調査農家13戸のうち、3代以前もしくは転入年次が戦前である農家戸数は7戸（No1～7）である。最も古い農家No4は4代前からであるが、せいぜい百数十年前にすぎない。戦後転入農家の6戸（No8～13）では、1945年から1950年までの転入が4戸と多数を占め、1960年以降の転入は1戸のみである。

出身地では全羅北道内が7戸と、出身地の分か

る10戸の圧倒的多数を占める。奈良県の2戸も存在するが、これは強制連行者（父が軍属）の引き揚げによるものである。

転入理由は大きく2つに分けられる。1つは親戚の存在である。しかも、父系の祖父の代までが範囲であり、同高祖八寸（註3）以内に規定された転入である。しかし、現在の親戚数から分かるように、現存する親戚は全て兄弟であり、転入時の親戚は既に他出してしまっている。

転入理由のもう1つは稲作の存在である。これを理由とする農家は、出身地が中山間地域であり、田畑複合経営より水田単作経営を志向した農家である。

Uターンを確認できたのは4戸である。No10のみUターン年次が1958年と早い。これは職を求めて転出したが、適当な職がなく戻ってきた事例である。1979年に戻ってきたNo7も同様な理由であった。1991年に戻ってきたNo12も都市での雑業に嫌気がさしたのが一因であるが、転出以前におけるこの地での22年間の農業経験を活かして再び農業をやりたかったのがUターンの理由であった。しかし、1998年に戻ってきたNo13は短期大学卒の会社員であった点で他のUターンとは異なり、またUターンの理由は父の死亡であった。これは農業を引き継ぐという生業の概念からもたらされたものでなく、残された母の面倒をみ

(中学校所在地) 計42		扶梁面 計42 男24 女18		単位：人数（名）	
(高校所在地) 計42		全州市 計4 男3 女1	金堤市 計36 男19 女17	益山市 計1 男1 女0	就職 計1 男1 女0
(高校卒業後) 計42		大学進学 計4 男3 女1	大学進学 計7 男5 女2	就職 計29 男14 女15	就職 計1 男1 女0
(転出年次)					
1960年代	計 1		男0 女1		
1970年代	計10		男2 女5		
1980年代	計20	男3 女1	男3 女0	男5 女7	男1 女0
1990年代	計 9		男0 女2	男5 女2	
2000年代	計 2		男2 女0		
(転出先)					
全羅北道	計12	男2 女0	男4 女4	男1 女0	男1 女0
京畿道	計18	男1 女1	男7 女6		
全羅南道	計 1		男0 女1		
江原道	計 1		男0 女1		
不明	計10		男3 女3		

第2図 農家子弟の流出過程

出所：表1に同じ。

註：1) 図中における「男・女」は性別を示す。2) 京畿道にソウル特別市を含め、全羅南道に光州特別市を含む。

るという儒教的な「孝」の精神に基づいたものである(註4)。

2) 農家子弟の流出過程とそのパターン

農家子弟の流出は農村高齢化を進展させる要因である。図2はその流出過程を整理して示したものである。調査農家の子弟のうち、現在成人の農家子弟は男子24名に女子18名の計42名の構成である。

農家子弟は全員が扶梁面の中学校を卒業しているが、1名を除く41名が高校に進学している。そのうち金堤市内の高校に通った農家子弟は計36名であった。残り5名は転出して都市の高校に通っており、道都である全州市内の高校が4名と多い。この傾向は1980年以降に見受けられる。

こうして高校卒業後に大学へ進学した農家子弟は、金堤市内と全州市内の高校を合わせて計11名である。進学年次は金堤市内の高校のほうが早く、1970年代からと早期からの高学歴化が伺える。そこでの特徴は大学進学が男子に集中していることである。逆に金堤市内の高校卒業後に就職した1970年代の農家子弟をみると、計7名のうち女子が5名である。このことは父系血縁制に影響されており、教育投資においても自然と男女格差が表

れている。

この男女格差はもう一つの現象も引き起こしている。男子は大学進学時において姉妹が働く都市の大学を1つの候補として選定するのである。典型的な事例がNo1の次男(36歳)である。長女(43歳)は金堤市内の高校を卒業後、群山市庁に勤務していたのであるが、次男は群山市の大学に進学し、長女と一緒に生活しながら通学していた。

就職先では京畿道(ソウル特別市を含む。以下同)と全羅北道に二極化している。就職先が分かる32名のうち、京畿道が18名で全羅北道が12名である。京畿道が多いことは予想に難くないものの、それ以外のほとんどが全羅北道内に滞留することは兄弟・親戚間の血縁的結合を維持する効果が期待される。このような近距離の血縁的結合が先の農家の転入形態も規定している。

3) 離農農家の転出とその形態変化

離農農家は農村人口の減少を引き起こした直接的な要因である。表2によると離農は1960年代から見受けられる。転出先はここでも京畿道と全羅北道に集中している。1件だけではあるがアメリカへの国外移民も存在する。

離農農家の年次の動向を把握すれば、1964年の

第2表 離農農家の転出先

事例No	年次	転出先		備考
		道名	市名	
No 1	1964年	全羅北道	全州市	当時50歳代. 製材所に転職. 当時74歳.
No 2	1969年	京畿道	ソウル市	
No 3	1970年	全羅南道	光州市	
No 4	1970年	全羅北道	金堤市	
No 5	1979年	全羅北道	全州市	
No 6	1981年	京畿道	ソウル市	
No 7	1989年	アメリカ		
No 8	1994年	京畿道	ソウル市	
No 9	1995年	全羅北道	全州市	
No10	1997年	京畿道	ソウル市	
No11	1997年	全羅北道	全州市	
No12	1997年	京畿道	水原市	
No13	1997年	京畿道	金浦市	
No14	2000年	全羅北道	全州市	

出所：表1と同じであり、農地移動の事例より作成。

事例No 1は当時50歳代の挙家離農であった。この離農は1970年の事例No 4と同様であり、転職を目的とした離農であった。ところが、1997年の事例No10から分かるように、高齢離農による転出形態に変化している。これがいわゆるチェーンマイグレーションである（註5）。

前述したような親を心配したUターンとこのチェーンマイグレーションはともに「孝」の精神により成り立っており、改めて血縁的結合の強さを再認識させられるものである。しかし、Uターンの少なさとともに近年の農村における高齢非農家の急増は一面、血縁的結合の弱体化を示すものでもある。

4. 農家類型と農地移動の性格変化

1) 農地移動の画期区分と農家類型

表3は農地の移動量とその特徴に注目して、I期（1940～1950年代）・II期（1960～1980年代）・III期（1990年代以降）に画期区分しながら、農家を転入時期と相続面積により戦前中農・戦前貧農・戦後貧農・戦後中農・Uターンの5類型に分類したものである。以下、この画期区分のなかでの農地移動と農家類型の特徴を把握していこう。

(1) 相続主体の農地移動と戦前中農・戦後貧農の格差－I期（1940～1950年代）－

I期の移動量は5.8haと他期と比べて小さい。もちろん、これはI期に就農を開始している農家戸数が少ないことにも影響されている。しかし、

第3表 農地移動の画期区分と農家類型

単位：年齢（歳）、面積（ha）

農家類型	農家No	年齢	就農開始年	経営面積	I期（1940～1950年代）						II期（1960～1980年代）				III期（1990年代以降）			
					所有権移動			貸借借	計	所有権移動			貸借借	計	所有権移動		貸借借	計
					相続	売買	計			相続	売買	計			相続	売買		
戦前中農	No 1	68	1956年	2.2	2.7			2.7		-1.8		-1.8				1.3	1.3	
	No 2	75	1943年	1.2	1.4			1.4		-1.0		-1.0				0.8	0.8	
戦前貧農	No 3	77	1957年	2.0	0.4			0.4		1.2		1.2						
	No 4	69	1965年	2.4					0.4	1.6		2.0		0.0(+0.4-0.4)		0.8	0.8	
	No 5	57	1962年	2.4					0.4	0.4	1.6	2.4						
	No 6	63	1966年	2.0					0.6			0.6		1.4			1.4	
戦後貧農	No 7	49	1979年	1.6						1.6	1.6							
	No 8	71	1949年	2.4	0.9			0.9						0.1		1.4	1.5	
	No 9	76	1946年	0.3		0.4		0.4		0.7		0.7		-0.4(+0.4-0.8)		-0.4	-0.8	
	No10	71	1963年	0.3						1.1		1.1		-0.8			-0.8	
戦後中農	No11	57	1964年	9.2						4.0		4.0		2.0		3.2	5.2	
	No12	55	1966年	6.0					2.4		-2.4	0.0		1.6		4.4	6.0	
Uターン	No13	36	1998年	10.0									0.2		0.2	9.6	10.0	
移動量				57.2	5.4	0.4	0.0	5.8	3.8	11.8	5.6	21.2	0.2		8.1	21.9	30.2	

出所：表1と同じ。

註：1) II期のKにおける貸借は一時他出のためであり、III期での再転入の際には整合性をもたせるため貸借借としてカウントしている。2) Mの相続は実際未だ行われていないが、使用貸借として利用している実態から相続とみなした。3) 移動量においては売却や貸借等もプラスとしてカウントした。4) 空白は0を示す。

売買移動が基本的に存在しないことが主たる要因である。唯一1949年のみ売買移動が存在しており、これが朝鮮戦争直前の農地改革によるものである。しかし、当時のNo.9は農業労働者であり、購入できたのは分配農地の転売のためであった。

I期における農地移動の特徴は相続移動が多数を占めることである。No.1とNo.2は相続面積が大きく、これは戦前において中農であったことを示す。No.3は戦前において貧農であり、No.8とNo.9は戦後転入の貧農であった。

この戦前中農はII期にいずれも農地の多くを売却し、貧農に没落している。この売却理由は兄弟・姉妹への再分配であった。つまり、一時保管として単独相続していたのである。単独相続は戦後貧農においても支配的であり、この時期の困難な経済状況を示している。

(2) 売買・賃貸借の発生と戦後中農の出現—II期 (1960~1980年代)—

II期での移動量は21.2haとI期と比較して農地移動が活発化している。これは相続移動が継続しているとともに、売買移動が行われるようになったためである。賃貸借移動はそれほど見受けられず、萌芽的な段階であった。

II期の相続移動における特徴は戦後中農No.12の出現である。戦後中農とは中山間地域の中農が活発化する農地移動のなかで転入してきた農家のことである。そのため戦前貧農と比較すると相続面積が大きくなっているのである。このII期における戦前・戦後中農の相続分配は均等分配であり、経済条件の好転を示している(註6)。

このなかで戦後貧農のNo.11は売買移動によって4.0haまで拡大している。その拡大は2~3年毎に水田1筆(基本的に0.4ha。以下省略)を購入するものであった。しかし、他の農家では水田1筆を購入するまでの期間が長く、この30年間の購入による拡大面積は0.4~1.6haであった。

これに対して賃貸借移動は最後の10年間の1980年代に初めて確認される移動である。そこで、その移動面積全てが1.6ha以上であったことは、購入で拡大したNo.11並みの急激な拡大をもたらすものであった。

(3) 売買・賃貸借の拡大と農家類型の再編段階—III期 (1990年以降)—

III期での移動量の合計は30.2haであり、移動総量57.0haの53.0%を占める。この時期の特徴は後継者不在によって相続移動が消失するかわりに、売買移動と賃貸借移動の拡大が認められ、特に賃貸借移動の急増が著しいことである。

この賃貸借移動での特徴は、現在の大規模農家への極度な集中がみられることである。Uターン農家No.13の借地面積は9.6haであり、戦後中農No.12のそれは4.4haで、戦後貧農No.11のそれは3.6haと計17.6haであり、賃貸借移動総量21.9haの80.4%を占めている。ここでのUターン農家とは都市で定職についていながら戻ってきた壮年農家のことを指している。

もう一つの特徴は0.8~1.4haを借地した農家4戸の共通点である。この4戸とは戦前中農No.1とNo.2、戦前貧農No.4、戦後貧農No.8と、先の大規模農家と同様に農家類型では把握不能である。しかし当時の年齢では、表からは読み取りにくいが高齢農家による規模拡大であった。

売買移動では戦前貧農No.4や戦後貧農No.9から分かるように、III期では高齢化に伴う病気の発生によって今までの拡大路線から急に縮小路線へ転換する農家が発生しており、同一農家で購入と売却がみられる。ちなみに、その売却資金は農家子弟に相続分配されており、均等分配であった。

また売買移動における大規模面積の移動ではUターン農家No.13に代わり、戦前貧農No.6が戦後貧農No.11と戦後中農No.12に近いものがある。No.6の移動面積は1.4haであり、No.11では2.0haでNo.12では1.6haなのである。後に分かるがNo.6は基幹的な受託農家であり、生産に関しては少なくとも担い手である。つまり、III期の売買・賃貸借移動における大規模面積の移動は全て担い手農家によって行われており、こうして現在の大規模(6.0ha以上)農家3戸と高齢農家を含む中規模(1.0~6.0ha未満)農家8戸と高齢縮小零細(1.0ha未満)農家2戸という構成になっているのである。

この従来の農家類型での把握不能とその変化は、農家類型そのものが再編段階にあることを示す。

年次	(移動面積)		(取引契機)	(取引範囲)		(取引背景)	
	売買移動	賃貸借移動	共通	売買移動	賃貸借移動	売買移動	賃貸借移動
(1960年)	水田1筆 (0.4ha)		出し手から	マウル内		転職	分合・他事業
(1970年)							
(1980年)		水田1筆以上 (0.4ha以上)		マウル内 >不在地主	マウル内 ≒親戚	金銭的理由	転職
(1990年)	水田1筆以上 (0.4ha以上)				マウル内 >親戚	高齢<転職	賃貸借管理法
(2000年)			受け手から	マウル外 >不在地主	マウル内外 >親戚	制度資金	高齢>転職

第3図 1件当たりの売買・賃貸借移動の特徴と変化 (概略図)
出所：表1に同じ。

註：図中の「>、≒、<」は事案件数の多少を示しており、取引背景の金銭的理由における矢印は取引者の変更を示す。

それはNo 4で顕著に現れているように、相続→拡大→縮小(→相続)というライフサイクルが一巡しつつあるためである。このことはマウルもまた再編段階にあるということであり、明確な担い手農家の形成がその一面を伺わせている。

2) 1件当たりの農地移動からみた農地移動の特徴と変化

次に、年代別1件毎の把握から農地移動の特徴と変化を明らかにしていく。

相続移動は前述したように経済条件に大きく規定される。つまり、所有地規模にも左右される農家経済的条件が困難なほど、単独相続の形態をとる。均分相続はあくまでも農家の経済的条件が良好のときだけに行われるものであったのである。

売買移動と賃貸借移動の変化に関しては図3に示す通りである。図3はあくまでも概略図であり、その特徴と変化を年代別に整理したものである。

移動面積は、当初1件当たり水田1筆の取引であった。それが1980年代に開始した賃貸借移動では水田1筆以上の取引となり、売買移動でも1990年代から水田1筆以上の取引となることで、近年では売買・賃貸借移動に関係なく1件当たりでも大規模面積の移動が発生しているのである。

この際の取引契機は、共通して基本的には出し手側からもちかけていた。しかし、2000年以降では受け手側からもちかけるように変化しており、この受け手とは担い手農家のことであった。

これらの取引範囲では、売買移動においては当

初、親戚を含まないマウル内農家であった。それが1980年代になると、不動産業者を通して不在地主に売却する離農農家が出てきた(註7)。この傾向は1990年代でもみられるが、2000年以降にあってはマウル外農家との取引が急増している。

賃貸借移動における取引範囲の特徴は、1980年代にみられるように親戚がその範囲であることである。しかし親戚の他出に伴って、マウル内農家との取引が増加し、2000年以降では売買移動と同様にマウル外農家との取引が発生している。

それでは取引背景をみると、売買移動ではその背景を二つに区分できる。一つは小規模農家の売却である。小規模農家は1960年から転職を背景としていたが、1990年代には高齢を背景とする転出(チェーンマイグレーション)も発生するようになっていた。

もう一つの理由は戦前中農・富農層と不在地主による売買である。戦前中農・富農層は当初、水田を切り売りすることで交換分合や他事業進出(工場等)を行っており、所得増大化を狙ったものであった(註8)。しかし、1980年代には教育費捻出といった金銭的理由や前述した相続再分配を契機として取引件数は減少していった。

それに代わって出現したのが不在地主である。不在地主は1980年代に投機的(金銭的)理由で農地を購入していた。しかし、1990年代には賃貸借管理法を背景に不在地主の農地所有が取り締まられることで、不在地主は売却に転換した。そして2000年以降では振興公社による低利な制度資金が

年次	播種・育苗	耕起・代掻き	移植	防除	収穫	運搬	乾燥
(1945年)	全戸(労働者込)によるプマシ	牛耕で受委託(プマシ)	マウル全戸(農業労働者も含む)によるプマシ				個人による自然乾燥
(1960年)	班によるプマシ	(受委託)	班によるプマシ	マウル全戸によるプマシ			
(1980年)			田植機(4条歩行) (受委託) (6条歩行)	耕耘機 防除機	バインダー (受委託)	耕耘機	
(1985年)		トラクター(50p.s.以下)	田植機(6条乗用)		コンバイン(3条刈)	耕耘機 トラクター (受委託)	乾燥機
(1990年)		トラクター(50p.s.以上)			コンバイン(4条ホッパー)		(受委託)
(2000年)			(直播の導入)	(受委託)	コンバイン(4条タンク)		
(現在の状況)	班によるプマシ	受委託>個人	受委託>個人	個人>受委託	受委託>個人	受委託>個人	受委託>個人

第4図 作業体系の変化と機械化の過程(模式図)

出所:表1に同じ。

註:図中の「>、=、<」は事例件数の多少を示している。

貸与されることで、小規模農家・不在地主に関係なく売買が行われている。

賃貸借移動の取引理由もまた1980年代においては転職によるものであった。それが1990年代には高齢を理由とする移動も発生し、2000年以降ではむしろ高齢を理由とする移動が多くなっている。ちなみに、事例のなかでは振興公社が関与した賃貸借は1件も見当たらず、1年契約を基本としていた(註9)。

価格の変化では、地価は振興公社の存在により近年まで上昇傾向にある。2001年に取引された地価は750万ウォン/10aであった。借地料は現物納も存在し、10a当たり平均3呎(1呎=精米80kg、以下省略)とされている。10a当たりの総収量7呎と比較すると、借地料率は42.9%に相当する。この水準は植民地時代と遜色ない水準であり、慣行借地料である。しかし親戚と親しい知人には0.5~0.75kg低い水準の借地料となっている。親しい知人の範囲とは扶助的關係に規定されており、親戚が少ない平野部マウルならではの地縁的結合である。

5. 作業体系の変化と作業受委託関係

1) 作業体系の変化と機械化の過程

韓国における労働慣行にはトゥレとプマシがある。日本ではいずれも手間替えや結いに相当するが、厳密には異なっている。トゥレは等質的な労働交換であるのに対し、プマシは等質性を追及しない自由度の高い労働交換である。トゥレは植民地時代に急激に衰退していくが、プマシは戦後にも引き継がれている。

このプマシから現在の作業体系までの変化を図4に示している。1945年直後においては乾燥作業以外、全戸でプマシを行っていた。このプマシの概念のなかでは労働交換・雇用・作業受委託が未分化であり、現在においても変化していない。料金水準は慣行水準より高くなっているが、その慣行水準の低さに影響された低料金であり、2004年の防除作業を除く全作業委託料金は10a当たりの粗収入と比較して10.5%であった(註10)。

このようにプマシの概念が存続するなかで、形態変化はまず1960年代にみられた。それは雇用労働力と零細農の流出に規定されており、労働力の再編成を迫るものであった。特に移植作業では作業順序を巡る争いが生じてしまった。そこでマウル全戸で協議した上で、播種・育苗作業と移植作

業では班制度を復活させることにした。班制度とは植民地時代後期において無作為に戸数当たりで組織させられた作業班である。しかし、戦後の班制度は親戚や土地の所在によって班を変更することができた。

こうした手作業中心の作業体系は基盤整備がなされた1980年から農業機械の導入によって機械作業へと転換していく。1980年には4条歩行型田植機・耕耘機・防除機・バインダーの導入によって、移植・防除・収穫・運搬作業が機械化された。耕起作業は水田1筆の面積に規定されて機械化は不可能であった。ここで作業受委託形態に変化したものは移植作業と収穫作業であった。

1985年には50p.s.以下のトラクターと乾燥機が導入されることで、耕起・代掻き作業と乾燥作業が機械化された。それは耕起・代掻き作業と乾燥作業が作業受委託形態に変化するとともに、運搬作業までも変化させるものであった。こうして現在の基本形である防除作業以外の受委託形態の原型が完成する。機械は高性能化によって移植作業では6条乗用田植機が担うようになり、収穫作業では3条刈のコンバインへと変化していった。

1990年代では50p.s.以上のトラクターが耕起・代掻き作業の春作業を担うようになり、4条ホッパー式のコンバインが収穫作業を担うように変化した。2000年以降では4条グレイタンク式のコ

ンバインが登場しているが、それほど普及していないため4条ホッパー式と併進段階にある。さらに、直播栽培が導入されるとともに、高齢化によって防除作業でも作業受委託が一部行われるようになったことを付け加えておきたい。

そして現在の作業状況では、播種・育苗作業と防除作業以外では受委託形態が支配的である。防除作業は健康を害するという理由から個人作業が一般的である。また、防除作業以外における個人作業は、適正規模へ到達した作業形態ではなく、作業を受託したいが不可能な機械所有農家の作業形態である。これは耕牛で春作業を行っていた時期から、生産手段を有する農家が作業受託を当然に行うという意識を起源にしており、現在の作業受委託体系は飽和状態にあるということである。

2) 調査農家の機械所有状況と作業受委託関係

表4は調査農家が現在所有する農業機械と作業受委託の有無を示したものである。耕耘機はほとんどの農家が所有していることが分かる。しかし、トラクター・田植機・コンバイン・乾燥機の4種類のうち、少なくとも1種類を所有している農家は13戸のうち6戸と半数に満たない。

機械所有と経営面積の関係では、No11~No13の大規模農家において所有機械の種類および台数が多い傾向にある。しかし、No6のように機械化作

第4表 現在所有する農業機械と作業受委託の有無

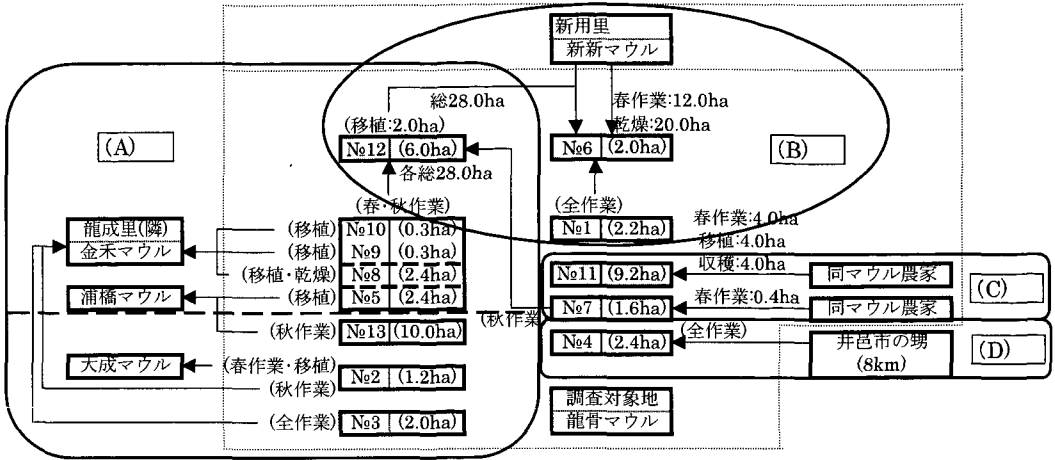
単位：面積 (ha)

農家 No	経営 面積	耕耘機		トラクタ			田植機			コンバイン			乾燥機			受委託の有無	
		台数	性能	台数	性能	更新	台数	性能	更新	台数	性能	更新	台数	性能	更新	委託	受託
No 1	2.2		10p.s.													全作業	×
No 2	1.2	1	10p.s.				1	4条歩行	0回							全作業	×
No 3	2.0	1	10p.s.													全作業	×
No 4	2.4	1	10p.s.													全作業	×
No 5	2.4	1	10p.s.													全作業	×
No 6	2.0	—	10p.s.	2	75, 45p.s.	3回	1	6条乗用	3回	1	4条ホ	0回	1	45石	0回	×	収穫以外
No 7	1.6	1	10p.s.	1	40p.s.	0回										耕起以外	耕起
No 8	2.4	1	10p.s.													全作業	×
No 9	0.3	1	10p.s.													全作業	×
No10	0.3		10p.s.													全作業	×
No11	9.2	—	10p.s.	1	65p.s.	2回	1	6条乗用	1回	1	4条	2回	1	36石	1回	×	乾燥以外
No12	6.0	1	10p.s.	2	51, 85p.s.	2回				1	4条ホ	1回	2	46石	1回	移植作業	移植以外
No13	10.0	1	10p.s.	1	70p.s.	0回	1	6条乗用	0回							秋作業	×

出所：表1に同じ。

註：1) コンバインの性能の「4条ホ」は4条ホッパーであり、受委託の「秋作業」は収穫から乾燥までの作業を示す。

2) 「—」は不明を示し、空白は所有していないことを示す。



第5図 調査農家における作業受委託関係のパターン (A~D)
出所：表1に同じ。

註：→は委託の方向を示し、春作業とは耕起・代掻き作業であり、秋作業は収穫から乾燥作業までのことである。

第5表 農家経済の概況 (2004年)

単位：金額 (万ウォン)

農家 No	経営面積	取 入					費 用				差引 収益 (A-B)	借 入 金				自家消費 (kg)
		計(A)	農産物	受託	農外所得		計(B)	生産費	借地料	償還金		農地	機械	営農資金	生活(教育)	
					項目	金額										
No 1	2.2	2,182	2,132	0	補助金	50	1,119	488	481	150	1,063	0	0	0	300	1,367
No 2	1.2	1,171	1,021	0	贈与	150	860	270	330	260	311	0	0	260	0	1,455
No 3	2.0	1,883	1,883	0	-	-	450	450	0	0	1,433	0	0	0	0	1,200
No 4	2.4	2,267	2,187	0	補助金	80	870	540	330	0	1,397	0	0	0	0	2,240
No 5	2.4	2,559	2,509	0	補助金	50	1,200	540	660	0	1,359	0	0	0	0	480
No 6	2.0	4,593	1,833	1,350	左官・贈与等	1,410	3,021	230	0	2,791	1,572	3,600	4,000	2,000	0	2,320
No 7	1.6	275	262	13	-	-	1,023	268	698	57	-748	0	57	0	0	7,313
No 8	2.4	2,588	2,538	0	補助金	50	1,170	540	630	0	1,418	0	0	0	0	2,240
No 9	0.3	383	203	0	貸貸料	180	74	74	0	0	309	0	0	0	0	880
No10	0.3	191	191	0	-	-	61	61	0	0	130	0	0	0	0	360
No11	9.2	8,806	8,416	340	補助金	50	7,376	1,058	1,440	4,878	1,430	3,474	1,760	3,495	444	1,920
No12	6.0	9,354	6,644	2,660	補助金	50	4,954	981	795	3,178	4,399	3,950	5,000	1,050	0	480
No13	10.0	11,426	11,050	0	里長等	376	9,865	2,070	4,305	3,490	1,561	1,800	1,700	3,000	0	-

出所：表1に同じ。

註：1) No 7の農産物収入は未販売が多いため少ない。2) 農地購入資金は年利3%の20年元利均等償還であり、機械購入資金は3年据え置き7年もしくは10年の元利均等償還で、営農資金は1年短期資金である。3) 自家消費には緑故米・種子用も含んでいる。

業一貫体系を有する中規模農家も存在している。むしろ、このような生産手段の所有と規模階層の乖離が以前においては一般的であり、その原型として耕牛による受託農家は貧農に集中していた(註11)。No 2とNo 7も1980年代の機械化初期段階では同様な受託農家であったが、農業機械の高性能化のなかで更新しなかったために委託農家もしくは個人作業形態に変化している。

現在における基幹的な受託農家はNo 6・No 11・No 12の3戸である。これら3戸の受託状況を見ると、No 6は収穫作業以外を受託しており、No 11は乾燥作業以外でNo 12は移植作業以外と、特にNo 6とNo 11は作業対象の機械を所有しているにも関わらず受託作業を行っていない。その理由は全く異なっている。No 6は収穫作業を行うコンバインの購入が近年のため受託作業に参入できないでいる。

対して、No11は収穫作業を受託することで次の段階の乾燥作業に支障を来す恐れがあり、受託作業を行っていないのである。また、No12はNo11と同様の理由である。No12は以前、田植機を所有していたが、春作業の受託を大規模に行うようになることで移植作業が間に合わず、田植機の売却とともに作業を委託するようになっていく。

このような作業受委託状況のもとで、農家間の作業受委託関係を図式化してパターン化したのが図5である。Aパターンの特徴は隣の龍成里の受託農家と関係があることである。そのなかにもまた2つのサブパターンが存在しており、一つはマウル内の受託農家No12に基本的に委託するが、Lの田植機非保有を背景に移植作業を面識のある龍成里の受託農家に委託している（No5、No8、No9、No10）。もう一つは直接、龍成里の受託農家に委託するパターンである（No2、No3、No13）。これも基本的には面識のある受託農家に委託している。マウル外へ直接委託する要因の一つとして高性能の機械保有が挙げられていた（No3）。

Bパターンはマウル内の受託農家No6に作業を委託している。図から分かるように、No6は隣の新新マウルと関係が強い。それは新新マウルにいた甥が離農する際、No6は乾燥機付きの倉庫を買い取り、そこを機械の保管場所としているという事情が背景にある。そのため新新マウルの農家が多く委託しているが、龍骨マウル内においても委託農家が存在するのはお互いが親しい関係にあるためである。

Cパターンはマウル内において作業受委託関係が完結している。対照的にDパターンでは8kmも離れた井邑市の甥に委託しており、唯一の血縁的結合による類型であった。

6. 農家経済の特質と資金調達先の変化

1) 農家経済の特質

以上のような人口移動・農地移動・作業体系によってもたらされている農家経済の現状は表5の通りである。

収入からみていくと、農産物収入では当然のように大規模になるほど高い。この農産物収入は米と裏作大麦の販売代金より構成されている（註12）。米の販売はもちろん全戸であるが、裏作大

麦は政府との契約栽培である上に、大麦の収穫作業と水稻の春作業が競合するために機械所有農家でしか栽培できない。米の販売先は政府・農協・商人（産地商、搗精業者）であり、1反当たりの価格は高い順に政府（16.0万ウォン）>農協（ブランド米15.7万、それ以外15.2万ウォン）>商人（15.0万ウォン）であった。政府買取りの割合はもちろん制限（110kg/10a）されているため低いものの、農協もRPC（カンントリーエレベーター）の許容範囲でしか買い取らないため、依然として商人への販売も存在している（註13）。

農外収入では、贈与所得・兼業所得・補助金等が存在する。贈与所得とは名節時（陰曆での正月、盆など）に農家子弟が帰省したときに贈与するものである。その金額は農家子弟1人当たり1回20~50万ウォンであった。その代わりとして縁故米を贈与するが、自家消費の保管量からも頻繁に農家子弟が戻ってきていることが伺える。この部分での差引収益はマイナスであるが、もとより等価交換ではなく、ここでは血縁的結合の維持・強化に価値を見出している。

兼業所得は表から1件しか確認できないが、それは平野部地域において兼業形態をとるのが一般的に経営主の妻だからである。こうした兼業形態は1980年代からであり、夏と収穫後の秋から春までの3~4ヶ月間を兼業に従事する。就業先は年齢によって異なり、若年齢は近郊の工事現場で働き、壮年は中山間地域に農作業を手伝いに行く。これは送迎・食事付きであり、若年齢は4~5万ウォン、壮年は2.5~3.0万ウォンの日給である。

補助金は2001年から実施されている親環境農業政策に基づく水田農業直接支払い補助金である。この補助金は5人以上で集団的に親環境農業（環境保全型農業）に取り組むことで、10a当たり5万ウォンが支払われる。しかし、集団化はマウル全戸で取り組まれておらず、それは扶梁面農協が金堤市内の他の4農協と取り組んでいるブランド米と関係している。そこでは一つのマウルにつき10.0haの割当面積と団地化要件がある上に、徹底した土壌管理のため裏作大麦の栽培圃場を含めてはならないという厳格な条件が存在するのである。この団地指定はマウル全戸の協議で決定されておらず、里長でもあるNo13の独断であるが、毎

年団地を変えることでなるべく平等性を期すようにしている。

費用については、借地料と償還金において特徴を見出すことができる。借地料は前述したように高率な慣行借地料であるため、借地のある農家におけるその水準は生産費と同等もしくはそれ以上になっている。償還金ではその格差が激しいことであり、現在の担い手農家（No6, No11, No12, No13）以外ではほとんど存在していない。

これらの結果としての差引収益は、経営面積に関係なく1,000～1,500万ウォンにある程度集中している。この集中こそが先にみた農地移動Ⅲ期における高齢農家の借地による規模拡大と関係しており、まさしくこの収益水準までの引き上げであったということが出来る。もちろん、この背景には借地（10a当たりの借地料率：42.9%）して防除作業を除く全作業を委託（10a当たりの料率：10.5%）しても、収益が期待される構造があったからであることはいうまでもない。

2) 契から農業関係機関への資金調達先の変化

表5にみられる農地・機械・営農資金といった借入金は以前において契（日本でいう講）から賄われていた。この資金調達が変化するのは1970年代からであり、まず営農資金が農協から調達されるようになった（註14）。農協はマウル毎にセマウル営農会を組織させ、それを通して営農資金を貸し出したのである。当時における資金需要は強く、龍骨マウルでは1筆当たりの貸出金を設定して平等性を保っていた。

1980年代には政府の機械導入資金が農協を通して貸し出されるようになった。これより以前では生産手段を購入する点で共通する耕牛契が存在していた。耕牛契は植民地時代に組織させられた受託者組織であったが、戦後でも継続していた。その特徴は受託者全員が同一の金額を支払うことで基金を立ち上げ、病気時の診療代や死亡時には新規購入のための補償を行うというものであった。

そして1990年代には農地購入資金が農地改良組合（土地改良区）を前身とする農漁村振興公社を通して貸し出されるようになった。これより以前の農地購入は農地契、現地の表現では米契によって行われていた。契の範囲は親戚と親しい知人で

あり、構成員が同量の米を持ち寄って、構成員全員が農地を購入するまで継続するものであった。もちろん、そこには後の順番になるほど利子の発生によって取り分が増加していくが、そのこともあって利害調整が容易な親しい範囲に限っていたのである。

こうして現在、平野部マウルにおいて契は一つも存在しない。それは先に指摘した償還金の格差、言い換えれば資金需要の格差や親戚の他出が契の存立を困難にしているためである。しかし、契の消滅は共同的結合の消滅に直結するものではない。ただ契が有していた経済扶助的な機能はその役目を終えたということである。

7. おわりに

以上、全羅北道金堤市扶梁面龍骨マウルを事例として、人口移動・農地移動・農作業・農家経済の四側面から韓国平野部マウルの歴史の変遷とそのなかでの共同的結合に関して考察を加えてきた。

韓国平野部マウルは戦前・戦後に限らず農家人口の転出入によって流動性に富んでいた。調査農家において戦前転入は半数強しか存在せず、しかも最も古い世帯でも4代前であったのである。その転入は同高祖八寸以内の近隣の親戚という血縁的結合と稲作の存在に規定されていた。また、転出においても農家子弟における大学選考のパターンやチェーンマイグレーションのように血縁的結合に基づくものが見受けられた。

調査農家は、転入時期と相続面積で類型化し、転入年次が早かった順に並べれば戦前中農≧戦前貧農>戦後貧農>戦後中農>Uターンが存在していた。戦前中農は経済状況が好転すると、相続再分配や他事業に進出して失敗するなどして没落していった。このなかで戦後貧農・戦後中農・Uターンの一部の農家が購入・賃借を頻繁に行って大規模農家になるとともに、収益水準の引き上げを狙った高齢農家を含む中規模農家と高齢零細農家の3類型へと変化している。

この過程における農地移動の特徴は取引範囲とその変化である。売買移動では親戚が含まれていなかったが、賃借移動では親戚がその範囲に含まれていた。この格差は親戚と親しい知人を範囲とする農地契と関係していると考えられ、購入対

象は自ずと親戚以外になっていたのである。しかし親戚の他出とともに、いずれの取引範囲もマウル内となり、近年ではマウル外との取引も盛んになってきている。

作業体系は地縁的結合によるプマシが基本であった。このプマシの概念のなかでは労働交換・雇用・作業受委託が未分化であり、現在もこの概念に規定されている。しかし、近年の受委託関係の範囲では、マウル内の地縁的結合も存在する一方で、農地移動に類似したマウル外との関係も同様に見受けられた。

農家経済では贈与所得と縁故米の関係が注目される。贈与所得の金額に対して、縁故米の量が膨大なのである。これはもとより等価交換ではなく、ここではむしろ遠距離であるだけに血縁的結合の維持・強化に価値を見出しているのである。

また、資金調達先では以前において血縁ないし地縁的結合の契から賄われていた。しかし、親戚の転出とともに担い手の顕在化に伴う資金需要の格差が契の存立を困難にさせており、今や農協と農漁村振興公社が取って代わることで契は一つも存在しなくなった。

以上のことを村落として把握すれば、平野部マウルは元来親戚が少なかったことから、血縁的結合で一つの経済共同体を形成することができなかった。そのため地縁的結合が発生している。地縁的結合は料金体系において慣習水準を形成するほど強いものであり、また近年においては親戚の転出とともに地縁的結合の色合いが濃くなっている。しかし、地縁的結合は依然として血縁的結合の補完物でしか存立していないため、地縁的結合がマウルの規範に成りえることはなかった。

このことによってマウル外との関係は自由な状態に保たれており、転入による農家形態の担い手確保を容易にしているのである。また、近年のマウル外との関係が密接であるのも同様な理由であり、マウル内の担い手不足を背景としてマウル間の結合でもって担い手を確保しようとしているのである。

(註1) 富農・中農・貧農は経済水準によって分類されているが、水稲単作経営が支配的なこの地域では経営耕地面積と直結する。富農群は12.0ha以上、

中農群は2.0~12.0ha未満(うち上層は4.3~12.0ha, 下層は2.0~4.3ha), 貧農群は0.9~2.0ha未満, 極貧農群は0.9ha未満で分類されている。大野保[12]を参照。

(註2) 日本人移民の存在は、地主として東洋拓殖株式会社が存在していたためである。しかし、日本人地主6人のうち最も大きかったのは熊本農場で、地主所有地の50%を占めていた。地主所有地の割合は総耕地面積の81.3%であり、農家構成は小自作農(10.0%)と小作農(65.0%)と雇農(25.0%)という構成であった。大野保[12]を参照。

(註3) 同高祖八寸とは4代前の祖先を同じくする父系成員のことであり、祭祀集団の最小単位である。これに地縁的結合が加わると「堂内」と表現する。堂内は日常生活の上で相互扶助の機能が強く、最も重要な集団である。中根[11] p.257を参照。

(註4) 2004年9月の調査でも他のUターン農家が親の高齢化と農業を理由としていた。農業に対する蔑視が未だ強い韓国で、若年齢層においてはこの偏見の低下を見出すことができ、また根強い儒教思想の存在が近年の韓国農業において担い手を生み出す一因になっている。

(註5) 韓国におけるチェーンマイグレーションは進学や就職で都市へ他出した農家子弟が都市生活基盤を形成し、親を呼び寄せる転出形態のことをいう。倉持[9] p.64を参照。

(註6) No12では父の所有面積4.2haが長男(本人)2.4ha, 次男・三男0.5ha, 母0.8haに分配されている。また、Fの再分配においても均等分配であった。韓国の慣習的な相続分配は長子優遇均分相続であり、広義の均等分配である。また、崔ほか[2]は分配方法が1.0haを境に単独相続から均分相続に変わるとし、また教育投資も相続範囲に入るときがあることを指摘している。

(註7) 韓国においても日本の農業委員会と類似した農地委員会があった。しかし、この農地委員会は政府から強制的に組織させられたもので、名目だけの組織であった。それが1988年11月に農地管理委員会へ再組織され、農地所有の取り締まりを行うことで1990年代から不在地主は売却の方向に転換した。김정우ほか[3] pp.83~90を参照。

(註8) 事例として戦前中農のFを挙げることができる。Fは売却資金を元手に吠・ござ(吠とは日本という依のこと)織機を日本から輸入し、敷地内に作業用倉庫も建設した。しかしFは事業に失敗し、そのまま貧農へ没落している。

(註9) 振興公社の農地購入支援事業は1988年から始

まっており、長期貸借推進事業は1990年からである。これらの事業は同時期に展開したとはいえ、年次によって温度差があり、1998年を境に農地購入支援事業は長期貸借推進事業に取って代わられている。しかし、農地購入支援事業は1995年から生産性の高い平野部で集中的に展開されており、このことによって取引背景での制度資金がやや遅れた2000年以降で見受けられるようになったと想定される。ちなみに現在の農地購入支援事業は年利3%の20年償還であり、限度額は設定されていない。貸借推進事業は5年もしくは10年の長期貸借契約を結ぶことで、貸借者に一度に借地料全額を給付するものである。深川〔4〕pp.73~155を参照。

(註10) 嶋〔13〕は慣行的な賃金水準が既に最低価格としての意味しか有していないことを指摘している。近年の受委託料金は特に燃料代によって上昇傾向にあるが、特に高齢の委託農家において料金が高いことに不満をもっている者が多い。

(註11) 大野〔12〕p.275を参照。

(註12) 韓国では2003年から全水田面積の5%を目標に3年間の期限付きで生産調整を実施している。しかし、実施対象地域は生産性の低い中山間地域であり、平野部での生産調整は全く存在しない。

(註13) 扶梁面における農協シェアは72.6%である。これはRPCの許容範囲量6,000tを管内の米総生産量8,270tで除すことで算出したものである。

(註14) 現在の扶梁面農協は1972年10月13日に扶梁里農業協同組合として設立されている。

集, 2002年, pp.85~98.

〔8〕糸山健介ほか「韓国平場稲作地帯における上層農の形成と課題」『農経論叢』第60集, 2004年, pp.119~128.

〔7〕鄭英一「韓国農業における雇用労働力および共同労働組織の変化」『アジア経済』8月号, 1979年, pp.2~19.

〔8〕加藤光一「韓国経済発展と小農の位相」日本経済評論社, 1998年.

〔9〕倉持和雄「現代韓国農業の構造」御茶の水書房, 1994年.

〔10〕倉持和雄「90年代韓国農業構造の変容」環日本海経済研究所『韓国経済システム研究シリーズNo.1』, 2003年, pp.1~27.

〔11〕中根千枝『社会人類学—アジア諸社会の考察—』東京大学出版会, 1987年.

〔12〕大野保「朝鮮農村の実態的研究」大同学院『論叢 第四輯』満州行政学会, 1941年, pp.75~391.

〔13〕嶋陸奥彦「韓国農村における生産関係」『地域文化研究』第5巻, 1979年, pp.27~47.

引用文献

- 〔1〕秋津元輝『農業生活とネットワーク』御茶の水書房, 1998年.
- 〔2〕崔洋夫ほか「農家經濟의 農地相續斗小農의 創出」『農村經濟』第11巻第1號, 1998年3月, pp.13~23.
- 〔3〕김 정부ほか『농지의 이용 및 유통화 전개 방안』韓国農村經濟研究院『研究報告』第211号, 1990年.
- 〔4〕深川博史『市場開放下の韓国農業—農地問題と環境農業への取り組み—』九州大学出版会, 2002年.
- 〔5〕印貞植『朝鮮農村再編成の研究』民俗苑, 1943年.
- 〔6〕糸山健介ほか「韓国中山間地における農業構造の特質」『農経論叢』第57集, 2001年, pp.109~120.
- 〔7〕糸山健介ほか「韓国稲作地帯における大規模農家の存立条件と地域農業の特質」『農経論叢』第58